

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 5 号								
提出時期	令和 6 年 9 月（ 定例会 ・ 臨時会 ）										
案件名	埴町固定資産評価審査委員会委員の選任について										
要 旨	【提出理由】 現在、町では固定資産評価審査委員会委員を、条例の定めるところにより、3 名で構成しておりますが、1 名の方が辞任をいたしましたので、地方税法第 423 条第 4 項の規定により、欠員となった委員を選任したため、同条第 5 項の規定により、議会の承認を求めるものであります。 【具体的な内容】 埴町固定資産評価審査委員会は、地方税法第 423 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する機関であり、中立的・専門的な第三者機関であります。 なお、任期は 1 期 3 年であり、現在の委員の方々の任期は令和 5 年 7 月 19 日から令和 8 年 7 月 18 日までとなります。 今回は、補欠委員となりますので、任期は前任者の残任期間となるものです。下表の方を 8 月 23 日に選任いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <th style="width: 10%;">承認</th><th style="width: 40%;">住 所</th><th style="width: 20%;">氏 名</th><th style="width: 30%;">生年月日</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td><td>埴町大字埴字栄町 4 番地 4</td><td>溝井 勝美</td><td>昭和 31 年 10 月 18 日</td></tr> </table> その他の略歴 職 業：自営業 主な略歴：行政区長（1 期） 平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 埴町シルバー人材センター事務局長 令和 2 年 12 月 1 日～令和 5 年 8 月 20 日 【その他】 辞 任 者：埴町大字東河内字荒屋 86 番地 藤田主計氏（昭和 22 年 8 月 30 日生） 辞任理由：一身上の都合 辞任届日：令和 6 年 6 月 25 日 他 2 名の委員：小峰栄良氏（那倉）・金澤正人氏（植田）			承認	住 所	氏 名	生年月日	5	埴町大字埴字栄町 4 番地 4	溝井 勝美	昭和 31 年 10 月 18 日
承認	住 所	氏 名	生年月日								
5	埴町大字埴字栄町 4 番地 4	溝井 勝美	昭和 31 年 10 月 18 日								
担当課	総務課										

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・ 同意 ・報告	番号	第 2 号
提出時期	令和 6 年 9 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	埴町教育委員会委員の任命について		
要 旨	【提出理由】 教育委員会委員 山本 津也子氏が令和 6 年 9 月 30 日をもって任期が満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。 【具体的な内容】 教育委員会委員は、地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するものです。 なお、任期は 1 期 4 年であり、令和 6 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までとなります。 【その他】 本定例会にて同意を得られれば、令和 6 年 10 月 1 日付にて任命する予定です。		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・ 諮問 ・承認・認定・同意・報告	番号	第 1 号
提出時期	令和 6 年 9 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	人権擁護委員候補者の推薦について		
要 旨	【提出理由】 人権擁護委員 近藤 洋一氏が、令和 6 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により推薦し、議会の意見を求めるものであります。 【具体的な内容】 人権擁護委員は、昭和 23 年、政令に基づき人権擁護委員制度が発足し、翌 24 年に人権擁護委員法が施行されて以来、憲法で保護されている地域住民の基本的人権の擁護と人権尊重思想の普及高揚を目的として活動しております。 任期は 1 期 3 年であり、今回の場合は、令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日となります。 【その他】 令和 7 年 1 月 1 日付けをもって、法務大臣から委嘱されることになります。		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・ 諮問 ・承認・認定・同意・報告	番号	第 2 号
提出時期	令和 6 年 9 月（ 定例会 ・ 臨時会 ）		
案件名	人権擁護委員候補者の推薦について		
要 旨	【提出理由】 人権擁護委員 神永 ハル氏が、令和 6 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により推薦し、議会の意見を求めるものであります。 【具体的な内容】 人権擁護委員は、昭和 23 年、政令に基づき人権擁護委員制度が発足し、翌 24 年に人権擁護委員法が施行されて以来、憲法で保護されている地域住民の基本的人権の擁護と人権尊重思想の普及高揚を目的として活動しております。 任期は 1 期 3 年であり、今回の場合は、令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日となります。 【その他】 令和 7 年 1 月 1 日付けをもって、法務大臣から委嘱されることになります。		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・ 諮問 ・承認・認定・同意・報告	番号	第 3 号
提出時期	令和 6 年 9 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	人権擁護委員候補者の推薦について		
要 旨	【提出理由】 人権擁護委員 七宮昭子氏が令和 6 年 12 月 31 日をもって、任期満了(2 期目)となりますが、本人から退任の申し出があったため、新たな人権擁護委員の候補者として、塙町大字塙字柳町 3 番地 6 の神永睦子氏(昭和 34 年 1 月 27 日生)を人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により推薦し、議会の意見を求めるものであります。 【具体的な内容】 人権擁護委員は、昭和 23 年、政令に基づき人権擁護委員制度が発足し、翌 24 年に人権擁護委員法が施行されて以来、憲法で保護されている地域住民の基本的人権の擁護と人権尊重思想の普及高揚を目的として活動しております。 任期は 1 期 3 年であり、今回の場合は、令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日となります。 【神永睦子氏略歴】 ・職 業：無職 ・経 歴：昭和 56 年 4 月～平成 31 年 3 月まで教職員として奉職 ・役職等：令和 3 年～令和 4 年（塙小学校学校評議委員会委員長） 令和 4 年～現在（民生児童委員） 令和 5 年～現在（塙小学校学校運営協議会委員長） 令和 6 年～現在（家庭教育インストラクター） ・資格等：教員免許、自立支援カウンセラー 【その他】 令和 7 年 1 月 1 日付けをもって、法務大臣から委嘱されることとなります。		
担当課	町民課		